

要介護認定について

平成12年4月から介護保険制度が始まりましたが、介護保険のサービスを利用するには、「要介護認定」を受けなければなりません。「要介護認定」は、介護サービスの必要度（どれ位、介護のサービスを行う必要があるか）を判断するものです。

☆介護サービスが利用できる人は？

- ・65歳以上の方で、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態（要支援状態）になった場合で、市町村の認定を受けた方。
- ・40歳以上65歳未満の方で、脳血管疾患など老化が原因とされる16種類の病気（特定疾患）により、要介護状態や要支援状態にあると市町村より認定を受けた方。

☆実際にサービスを受けるまでの流れ☆

1. 申請

- ・介護が必要となったら、まず住んでいる市町村の窓口で要介護認定の申請をします。

2. 認定調査・主治医意見書 介護が必要な状態が調査します。

- ・市町村等の調査員やケアマネジャーが自宅や施設等を訪問し、心身の状態を確認するための調査を行います。
- ・市町村が主治医に主治医意見書を依頼します。主治医がいない場合は、市町村の指定医の診察が必要です。

3. 審査判定・認定 どのくらいの介護が必要か審査し、認定を行います。

- ・要介護度の判定は、客観的で公平な判定を行うため、コンピュータによる一次判定と、主治医意見書などをもとに介護認定審査会が行う二次判定の二段階で行います。この結果をもとに市町村は要介護認定を行います。
- ・一次判定は、介護サービスをどれくらい必要とするかを示す指標となる「要介護認定等基準時間の長さ」によって示されます。「要介護認定等基準時間」は5つの分野ごとに計算されます。

直接生活介助	入浴、排泄、食事等の介護
間接生活介助	洗濯、掃除、日用品の整理等の日常生活上の世話
問題行動関連行為	徘徊（はいかい）に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
機能訓練関連行為	歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
医療関連行為	呼吸管理、床ずれの処置等の診療の補助



〈判定区分〉

〈心身の状態の例〉

要支援1	日常生活動作はほとんど自力でできるが、不安定さあり。要介護状態となるおそれがある状態。
要支援2	要支援1の状態より日常生活動作の能力がわずかに低下している状態。
要介護1	要支援状態から日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要になる状態。
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作にも部分的な介護を要する状態。
要介護3	日常生活動作の能力が著しく低下し、ほぼ全面的な介護を要する状態。
要介護4	要介護3の状態よりさらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難。
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能。

4. 介護サービス計画の作成 利用者の希望や状態に応じた介護サービス計画をケアマネジャーが作成します。

5. サービスの利用の開始 介護サービス計画をもとに、利用できるサービスが決められていきます。

※何か分からないことがありましたら、当クリニックのスタッフにご相談下さい。介護申請をする際に、当クリニックにかかっている患者様は、主治医の欄に院長の名前をご記入下さい。